

意見書第1号

少人数学級の実現を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年 3月25日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 丸 山 敬 二

少人数学級の実現を求める意見書（案）

文部科学省は昨年、2013年度から17年度までの5年間で、中学校3年生までの全学年で35人学級を実現するための教職員定数改善計画を策定しました。

ところが財務諮問機関から「費用対効果の観点から少人数学級の効果が明らかでない」などの意見を受けて、政府は、新年度予算で少人数学級実現にかかる予算措置を断念しました。

少人数学級実現のための教職員配置については、昨年9月に文部科学省の検討会議がまとめた報告書の中でも、「かつてないほど学級担任の負担は増えている」と指摘し、教育関係者だけでなく、全国知事会、全国市長会などからも定数改善の要望が出されていることにふれ、「子どもたち一人一人にしっかり向き合い、質の高い行き届いた授業、生徒指導を行っていくために」教職員の定数の改善をすすめることが「必要不可欠」と強調しています。また、安倍政権が設置した教育再生実行会議の中でも、「きめ細かい指導の充実のために30人程度の学級定数改善が必要」との意見も出されています。

今日の子どもを取り巻く様々な社会、教育環境を考えれば、きめ細かな教育指導がより強力に求められます。そのためにも、少人数学級実現は欠かせないものであり、「費用対効果」で論ぜられるものではありません。

よって、当初の計画通り、少人数学級実現にかかる予算措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛

意見書第2号

T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加表明の撤回を求める

意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年 3月25日

提出者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

賛成者 野洲市議会議員 野 並 享 子

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加表明の撤回を求める意見書（案）

安倍首相は去る2月22日、アメリカのオバマ大統領と首脳会談を行い、TPP交渉について「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、3月15日に正式に交渉参加を表明しました。

しかし、首脳会談後に発表された日米共同声明では「交渉に参加する場合には、すべての物品が交渉の対象にされる」とされ、また「包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認する」としています。交渉の入り口で関税撤廃から重要品目を除外するという担保もなく、例外扱いを求めても交渉次第で関税が維持できるという保証もありません。

昨年の総選挙で、自民党はTPP交渉について安倍首相は「聖域なき関税撤廃を前提とする限り反対する」と公約し、さらに「国民皆保険制度や食の安全性基準を守る」など6項目の公約を示していました。ところが日米首脳会談では、「聖域なき関税撤廃が前提でない」ことだけにしぼり、それ以外の5項目を切り捨てる内容であり、ごく一部の関税存続を条件にTPP参加をめざすものです。もしこのようなことになれば、日本の農業のみならず、食の安全、医療、雇用、環境、地域経済など、国益が脅かされるのは必至であります。

よって、政府におかれては、TPP交渉参加表明の撤回をされることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

} 宛

意見書第3号

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年 3月25日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

賛成者 野洲市議会議員 井狩 辰也

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10－12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。

よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます。

記

- 一、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと
- 一、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

内閣総理大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（金融）

} 宛

意見書第4号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の
推進を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 3月25日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 立入 三千男

賛成者 野洲市議会議員 坂口 哲哉

賛成者 野洲市議会議員 内田 聡史

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を 求める意見書（案）

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行なうこと。
3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

様